

## 四川省人口・計画生育条例（2016年1月22日改正、施行）

### 第一章 総則

第一条 「中華人民共和国人口・計画生育法」に基づき、四川省の実情に合わせ、本条例を制定する。

第二条 本条例は、本省行政区域内の国家機関、社会団体、企業および公的機関、大衆的自治組織、公民、および本省の戸籍を保有しているが、本省行政区域を離れた公民に適用する。

第三条 計画生育の実施は、国の基本国策であって、個々の公民と社会の共同の責任である。

公民は、生育の権利を有し、法に則って計画生育を実施する義務を負う。計画生育を実施する合法的な権益は法律の保護を受ける。夫婦双方は、計画生育を実施することについて共同の責任を負う。

各地方レベル人民政府およびその職員は、計画生育業務を推進するにあたり、「法による行政」の原則を厳格に貫き、文明的に法を執行し、公民の合法的権益を侵害してはならない。計画生育行政部門およびその職員の法に基づく公務の執行は、法律の保護を受ける。

第四条 計画生育事業は、教育宣伝、避妊、日常的な業務を主とする方針を堅持すべきであり、必要な行政、経済的措置をとり、公民が自主的に計画生育を実施するよう、誘導しなければならない。

計画生育事業は、科学技術の進歩に依拠し、奨励および社会保障制度を構築、健全化すべきであり、かつ経済の発展、公民の収入の向上、幸福・現代的な家庭の建設を織り込んで、政府組織・関連部門が具体的な施策を行う業務体制を構築し、計画生育を実行する家庭に対し、生産・生活・生育サービスを提供しなければならない。

第五条 各地方レベルの人民政府は、それぞれの行政区域内の人口・計画生育事業を指導し、本条例を実施する。人口計画を当該地区の国民経済および社会発展計画に取り入れ、人民政府の主要幹部が担当する人口・計画生育目標管理責任制を実施する。

第六条 各地方レベルの人民政府は、国の関連規定に基づき、人口・計画生育事業の経費を確実に手配し、人口・計画生育事業の需要を確実に担保しなければならない。

省、市人民政府は、人口・計画生育事業先進地区に対する経費面での奨励体制を構築、健全化すべきであり、貧困地区や少数民族地区の人口・計画生育事業に対し、経費面において重点的に支援する。

社会団体、企業および公的機関、個人の人口・計画生育事業に対する寄付を推奨する。

いかなる機関、個人も、人口・計画生育事業経費、専門奨励経費、社会扶養費を着服、横領、流用してはならない。

第七条 人口・計画生育事業において顕著な業績を挙げた組織と個人に対しては、国の関

連規定に基づき表彰と奨励を与える。

本条例の実施が不十分な地区もしくは機関に対しては、当該地区・機関と同レベルまたはそれより上級の人民政府が指摘、指導し、期限を定めて改善を命じなければならない。

## 第二章 人口・計画生育の管理

第八条 県級以上の計画生育行政部門は、当該行政区域内の人口・計画生育事業を主管する。上記の計画生育行政部門と同レベルの各行政部門（発展・改革、財政、工商、警察、衛生、民政、労働と社会保障、税務、建設、交通、統計、教育等）は、それぞれの職責の範囲内において関係する人口・計画生育事業を全うする。

郷（鎮）人民政府、街道弁事処は、当該管轄区域内の人口・計画生育事業を担当し、上級人民政府の人口・計画生育の実施計画を貫徹し、徹底させる。郷（鎮）人民政府、街道弁事処に所属する計画生育担当機構は、当該管轄区域内の人口・計画生育の具体的な管理とサービス業務を担当する。

村民委員会、居民委員会は、法に基づき計画生育事業を全うすべきであり、人口・計画生育を自治の内容に取り入れる。村民委員会、居民委員会は、人口・計画生育事業を担当する人員を配置しなければならない。

第九条 国家機関、軍隊、社会団体は、人口・計画生育事業責任制を実施し、企業および公的機関は、人口・計画生育事業の法定代表者責任制を実施し、計画生育部門または専任・兼任で事業を担当する人員を確実に手配し、適切に人口・計画生育の宣伝教育および日常的サービスを行い、計画生育を実行する職員の合法的權益を保障する。

各レベルの計画生育協会は、計画生育事業における自己教育、自己管理、自己サービスの機能を十分に発揮しなければならない。

労働組合、共産主義青年団、婦人連合会、および自営業労働者協会等の社会団体は、それぞれの職責と特性に基づき、政府を支持し、これに協力し、人口・計画生育事業を遂行する。

第十条 計画生育、教育、科学技術、文化、衛生、民政、新聞出版、ラジオ・テレビなどの部門は、人口・計画生育の宣伝教育を組織、実施しなければならない。

マスメディアは、人口・計画生育に関する社会公益性の宣伝を実施する義務を負う。

学校は学校教育において、学生の特徴に合わせた適切な方式で、計画的に生理衛生教育、思春期教育、または性教育を実施する。

第十一条 流動人口に対する計画生育事業は、主にその現居住地の人民政府が管理し、戸籍所在地の人民政府はこれに協力しなければならない。具体的な管理弁法は、国と省の関連規定に基づき執行する。

第十二条 計画生育、警察、労働と社会保障、民政、教育、人事、統計、衛生等の行政部門は、相互に関連する人口データを提供し、人口情報資源の共有を実現しなければならない。

### 第三章 生育調節

第十三条 一組の夫婦が2人の子供を生育することを提唱する。

既に2人の子供がいる夫婦は、下記の条件のいずれか一つを満たした場合、更に一人の子供の生育を申請できる。

- (一) 子供の中に病気・障害の者がいて、正常な労働力に成長できず、かつその夫婦が、医学上において、再生育できると認められる場合；
- (二) 夫婦の一方が、五級以上の障害者である場合。

第十四条 少数民族も計画生育を実行しなければならない。具体的な弁法は、民族自治州・自治県の人民代表大会が本条例の原則と現地の実際の事情に基づいて制定し、省人民代表大会常務委員会の決定を得た後に施行する。

第十五条 四川に定住する香港・マカオ・台湾の同胞、帰国華僑、および夫婦の一方が香港・マカオ・台湾の同胞、帰国華僑、外国人である場合、その生育は国の関連規定に基づき執行する。

第十六条 本条例第十三条第二号第(一)項規定に基づき、もう一人の子供の生育を申請する際には、区を設置する市またはそれ以上のレベルの計画生育技術指導チームによる病気・障害児童鑑定を受けなければならない。その他のいかなる機構、個人による鑑定も、決定の根拠にしてはならない。

第十七条 本条例第十三条第二号の規定の条件を満たし、再生育を申請する夫婦は、その一方の戸籍所在地または居住地の郷(鎮)人民政府、街道弁事処に申請を提出し、これを受けて県級の計画生育行政部門は20営業日以内に審査を終える。期限を過ぎた場合、認可されたとみなされる。

### 第四章 計画生育技術サービス

第十八条 各地方レベルの人民政府は、適切な措置を取り、住民が計画生育技術サービスを享受できるように保障し、住民の生殖健康水準を向上させなければならない。

出産適齢期の夫婦は、自主的に計画生育避妊措置を選択し、望まない妊娠を予防し、減少させなければならない。

第十九条 計画生育を実行する出産適齢期の夫婦は、無料で国が配布する避妊薬品・器具を利用でき、無料で妊娠状況検査、子宮内避妊器具の設置・取り外し、人工妊娠中絶手術、不妊手術、および計画生育手術併発症の診断・治療等の基本的な計画生育技術サービスを享受できる。

前号の規定に必要な経費は、農村住民については、各レベルの財政部門が国と省の規定に従い財政予算に取り組むことで解決する。都市部住民については、国と省の関連規定に基づき生育保険または医療保険統括基金から支給する。生育保険、医療保険に加入していない場合、当該者の所属する機構または地方の財政部門が負担する。

## 第二十条

計画生育技術サービスネットワークは、計画生育技術サービス機構と計画生育技術サービスに従事する医療・保健機構からなる。また、計画生育技術サービスネットワークを区域衛生計画に組み込む。

計画生育技術サービスの提供は、計画生育技術サービス機構および認可を受けて計画生育技術サービスに従事する医療・保健機構によらなければならない。

## 第二十一条

計画生育技術サービス機構は、「計画生育技術サービス管理条例」に基づき開業許可を取得し、計画生育技術サービスに従事する非営利的な公益性のある政府系事業組織であり、その資金はすべて公金から支出する。計画生育技術サービス機構が計画生育技術サービスを行うには、国の規定に従い、区を設置する市またはそれ以上のレベルの計画生育行政部門が発行する「計画生育技術サービス機構開業許可証」を取得しなければならない。「計画生育技術サービス機構開業許可証」には、認可を得て提供できる計画生育技術サービス項目を明記しなければならない。

医療・保健機構が計画生育技術サービスを行うには、関連の配備標準に従い、県級以上の衛生行政部門による審査を受け、認可を得なければならない。また、「医療機構開業許可証」に認可を得て提供できる計画生育技術サービス項目を明記し、かつ上記の衛生行政部門と同レベルの計画生育行政部門に通知しなければならない。

個人医療機構は、計画生育手術を行ってはならない。

第二十二条 計画生育技術サービス機構で計画生育技術サービスに従事する臨床サービス人員は、法に基づき職業資格を取得し登記を申請しなければならない。認可を得た計画生育技術サービス機構に勤務しなければならない。

第二十三条 超音波またはその他の技術手段を、医学的に必要ではない胎児性別鑑定に用いてはならない。医学的に必要ではない性別選択目的の人工妊娠中絶を禁止する。

病気・障害のある子供を出産し、鑑定を受けて再生育を認められた者が、胎児性別鑑定または性別選択目的の人工妊娠中絶を必要とする場合、省レベルの計画生育行政部門による確認を経て、指定される機構で鑑定または手術を受けなければならない。

第二十四条 県級以上の計画生育手術併発症鑑定グループの鑑定を受けて、併発症と認定されたとき、その治療期間において、国家機関、社会団体、企業および公的機関に在職する者は、出勤したとみなされ、給与、福利厚生は変わらない。農村住民については、当該末端人民政府が適切な優遇措置を与えるものとする。

第二十五条 計画生育技術サービス機構が計画生育技術サービス以外のその他の診療業務を行うときには、「医療機構管理条例」の規定に従い、「医療機構開業許可証」を申請し、これを取得しなければならない。

## 第五章 奨励と社会保障

第二十六条 本条例の規定に従い、子供を生育する夫婦は、法律、法規の規定の他に、女性の産休を更に 60 日延長し、男性に 20 日の看護休暇を与える。産休、看護休暇は出勤とみなされ、給与、福利厚生待遇は変わらない。

第二十七条 国が、一組の夫婦が 1 人の子供を生育することを提唱する期間中、自ら生涯 1 人の子供を生育することを志願する夫婦に対しては、国が「一人っ子父母光栄証」を発行する。

「一人っ子父母光栄証」を保有する夫婦およびその子女・家庭が享受できる関連政策は変わらない。省人民政府は具体的な弁法を制定する。

第二十八条 県級以上の人民政府は、人口・計画生育の専門奨励資金を設立する。専門奨励資金は、政府による割当金、社会扶養費、義援金などからなり、夫婦双方が共に農村住民または夫婦双方が共に都市住民最低生活保障受給者である者のうち、一人っ子父母に対する奨励に限って使用し、その他の用途に使用してはならない。省人民政府は専門奨励資金の具体的な管理弁法を制定する。

第二十九条 各地方レベルの人民政府は、計画生育を実行する農村家庭の経済発展に対して、資金、技術、研修等の面において、支援、優遇政策を与える。また、計画生育を実行する貧困家庭に対して、貧困扶助貸付金、インフラ整備による労働力雇用、貧困扶助プロジェクト等の面において、優先的に配慮する。

第三十条 一人っ子父母の婚姻が変化した後、再生育かつ養子縁組をしていない一方または双方は、元の「一人っ子父母光栄証」に基づいて、引き続き関連する奨励と優待を享受できる。

第三十一条 「一人っ子父母光栄証」を取得した後に、再生育する場合、「一人っ子父母光栄証」は破棄するものとし、当該者の関連奨励と優待を停止する。

第三十二条 各レベルの地方政府は、基本年金保険、基本医療保険、生育保険および社会福利厚生などの社会保障制度を構築・健全化し、計画生育を促進しなければならない。

## 第六章 法律責任

第三十三条 下記の行為のいずれかに該当する場合、「中華人民共和国人口・計画生育法」の関連規定に基づいて処理する。

- (一) 違法に他人に計画生育手術を行う場合。
- (二) 他人のために超音波またはその他の技術手段を利用し、医学的に必要ではない胎児性別鑑定、または性別選択目的の人工妊娠中絶を行う場合。
- (三) 虚偽の医学鑑定を行う場合、虚偽の計画生育証明を発行する場合。
- (四) 計画生育証明を偽造、変造、売買する場合。
- (五) 公民の人身権、財産権およびその他の合法的權益を侵害する場合。

- (六) 職権の濫用、職責怠慢、職権を私利私欲に利用する場合。
- (七) 賄賂を受領、請求する場合。
- (八) 計画生育経費、専門奨励経費、または社会扶養費を差し止め、違法に控除、流用、横領する場合。
- (九) 人口・計画生育の統計情報につき、虚偽の報告を行い、情報を隠蔽し、情報を偽造・改ざん、または報告を拒否する場合。
- (十) 計画生育管理に協力する義務を履行しない場合。

第三十四条 夫婦が法律、法規に定めた人数を超えて子供を生育する場合、超過する子供一人につき、当事者双方それぞれに対し、徴収基準基数の三倍の「社会扶養費」を徴収する。

婚姻登記手続きをせず生育する場合、双方当事者各自の子供の数をそれぞれ累計して計算する、3人目または3人目以上の子供を生育する場合、一人当たり、徴収基準基数の三倍の社会扶養費を徴収する。

社会扶養費の徴収基準基数は、出産時の当事者それぞれの所属する県級政府の統計部門が公布した前年度の都市住民または農村住民の1人当たり年平均可処分所得を基準とする。

法律および本条例規定に違反し、子供を生育する場合、前記の規定に基づき社会扶養費を徴収するほか、国家機関職員の場合、行政処分を与えるものとする。その他の者に対しては、当該者の所属する機構または組織が規律処分を与えるものとする。

第三十五条 社会扶養費の徴収は、県級の計画生育行政部門の書面徴収決定によらなければならない。県級の計画生育行政部門は、社会扶養費を徴収する書面の決定を郷（鎮）人民政府、街道弁事処に委託できる。

第三十六条 社会扶養費を徴収する決定は、当事者に送達された日より発効する。当事者は、徴収決定を受領した日から30日以内に一括で社会扶養費を納付しなければならない。

当事者が一括で社会扶養費を納付することが確実に困難な場合、法律に基づき分割納付を申請できる。

規定の期限内に納付すべき社会扶養費を全額納付しない場合、滞納する日から、月毎に滞納する社会扶養費額の千分の二の滞納金を徴収する。前述の措置を講じても納付しない場合、徴収決定を出した計画生育行政部門が法律に基づき人民法院に強制執行を申請するものとする。

第三十七条 不正な手段で計画生育証明を取得する場合、県級以上の計画生育行政部門は当該証明が無効であることを宣告するものとする。当該証明を発行する部門に過失がある場合、直接担当の主管者およびその他の直接責任者に対して、法律に基づき行政処分を与えるものとする。

第三十八条 下記の行為のいずれかに該当し、治安管理条例違反行為となる場合、警察部門は「中華人民共和国治安管理処罰法」に基づき処理する。情状が深刻であり、犯罪となる場合、司法部門は法律に基づき刑事責任を追及する。

- (一) 計画生育事業職員の公務執行を拒否、妨害する場合。

- (二) 計画生育公務を執行する職員を侮辱、誹謗、殴打する場合。
- (三) 計画生育部門の業務秩序を妨害し、業務が正常に執行できない場合。

第三十九条 当事者が、本条例に基づいて出した計画生育処罰決定およびその他の具体的行政行為に対し不服がある場合、法に基づき行政審査を申請、または行政訴訟を提起できる。

## 第七章 附則

第四十条 省人民政府は、国务院の「社会扶養費徴収管理弁法」と本条例の関連規定に基づき、社会扶養費に関する徴収、使用、および管理弁法を制定する。

第四十一条 本条例は、2002年10月1日より施行する。

※ 本資料は仮訳となっておりますので、必ず以下原文をご参照ください。

<http://www.scwst.gov.cn/index.php/2012-01-21-03-14-34/12661-2016-02-03-08-41-55>

また、本資料で提供した情報の正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。